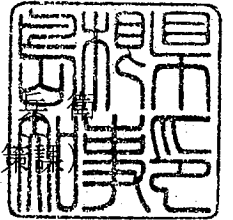




原第214号  
平成28年7月6日

島根原発・エネルギー問題県民連絡会  
代表世話人 北川 泉 様

島根県知事 溝口 善 宗 衛  
(防災部原子力安全対策課)



「原子力災害に備えた島根県広域避難計画」に関する公開質問について  
(回答)

平成28年5月2日付けで提出された標記の公開質問状について、別添のとおり回答します。

〔問1〕

福島第1原子力発電所の事故では、地震・津波による死亡者よりも原発事故からの避難過程における関連死が多くなっています。原発を抱える島根県の知事として、福島原発事故の避難からどのような教訓を得ておられるのか。お考えをお聞かせください。

〔答1〕福島原発事故の避難から得られた教訓について

1. 福島原発事故が起こってからの避難については、次のような問題があったと言われています。
  - (1) 住民の避難や屋内退避の範囲が、原子力防災対策を重点的に充実すべきとされていた区域（8～10km圏）を超える範囲に拡大したこと
  - (2) 事故の進展に応じて、避難指示区域が半径2km圏から3km圏、10km圏、20km圏と数回変更されたことにより、避難先を複数回移動する避難者が発生し、避難者の負担が増大したこと
  - (3) 広範囲の住民の避難が必要となったが、避難先をあらかじめ定めていなかったため最寄りの施設に避難者が集中したこと、避難ルートがあらかじめ定まっていなかったため幹線道路が渋滞したこと、輸送用バスなど避難手段の確保に苦慮したこと、スクリーニング検査場所を設定していなかったこと、事故の状況や避難指示などの情報が市町村などの関係機関へ的確に伝わらなかったことなどにより、避難にあたって混乱が生じたこと
  - (4) 病院の入院患者や社会福祉施設の入所者については、体調などを考慮しなかったり、あらかじめ避難先を確保していなかったり、車両を確保しないまま避難をしたため、避難中又は避難先で亡くなる事態が発生したこと
  - (5) 事故発生の初期段階において、モニタリング機器の故障や不足により、各地域の放射線の量が把握できなかったため、適切な避難先の指示ができなかったこと

2. これらの問題点に対して、国は、平成24年10月31日に原子力災害対策指針を策定し、その後も6回の改定を行い、次の通り対応しています。

- (1) 原子力災害対策重点区域については、国際原子力機関（IAEA）の国際基準等に基づき、原発から概ね5km圏内を予防的防護措置を準備する区域（PAZ）、概ね5kmから30km圏内を緊急的防護措置を準備する区域（UPZ）に設定したこと
- (2) 避難や屋内退避などの防護措置については、IAEAの国際基準等に基づき、原発の状況や放射線の実測値に応じて基準を定めたこと
- (3) 原発の立地地域の関係自治体において、輸送手段、経路、避難所の確保などを定めた広域避難計画を策定することとしたこと
- (4) 病院の入院患者や社会福祉施設の入所者など速やかに避難することが困難な人については、一時的に屋内退避できる施設として、病院や社会福祉施設などに放射線防護対策を講じたスペースを確保することとしたこと
- (5) 原子力災害が発生した場合に原発から放出される放射性物質の影響を一元的に把握する組織として、緊急時モニタリングセンターを設置し、そこでデータを収集・分析し、国の原子力災害対策本部がその結果に基づいて避難や屋内退避などの判断を行う体制としたこと

3. 上記のように、国は、福島原発事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策指針を策定・改定しており、島根県としても、これに基づいて必要な対応をしていきます。

〔問 2〕

再稼働についての同意・不同意の地元判断基準は何か。そこに「避難」及び「避難計画」は位置づけられるのか否か。また、「避難計画」が判断要素に含まれるとすれば、地元同意を可とするに足る避難計画の水準は具体的にどのようなものか、お示しください。

〔答 2〕 再稼働の是非の判断及び広域避難計画について

1. 再稼働の是非の判断について

島根原発 2 号機の再稼働については、現在、原子力規制委員会において、新規制基準適合性の審査中であり、審査終了後に、県民の方々をはじめ、県議会、県安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や周辺自治体からの意見などもよくお聴きして、島根県として総合的に判断していく考えです。

その際には、原発の必要性や安全性、住民の避難対策など万が一の事態の際の対応を含め、総合的な判断が必要と考えています。

2. 広域避難計画について

(1) 広域避難計画については、

- 1) 国（内閣府）は、原発の立地地域ごとに関係省庁や関係自治体で構成する「地域原子力防災協議会」を設置し、
- 2) 広域避難計画や住民の避難対策など万が一の事態の際の対応などを検討し、
- 3) その検討結果などを「緊急時対応」として取りまとめ、
- 4) 内閣総理大臣を議長とする「原子力防災会議」に報告し、
- 5) 同「会議」は、内閣府から報告された「緊急時対応」の内容が適切であると判断すれば、これを了承する仕組みになっています。

(2) 「緊急時対応」が「原子力防災会議」で了承されるまでの間の具体的な手続きは、次の通りです。

- 1) 原発の立地地域ごとに関係省庁や関係自治体で構成する「地域原子力防災協議会」及び実務者レベルの下部組織として「作業部会」を設置し、住民の避難対策など万が一の事態の際の対応について検討する。
- 2) 「地域原子力防災協議会」は、関係自治体が作成する広域避難計画や、上記 1)の検討結果などを踏まえ、原子力災害が発生した際の住民避難のための国や自治体、事業者の具体的な対応などを「緊急時対応」として取りまとめる。
- 3) 取りまとめられた「緊急時対応」は、国（内閣府）により内閣総理大臣を議長とする「原子力防災会議」に報告され、同「会議」が、内容が適切かどうか確認し、適切であれば了承する。

〔問3〕

島根県の避難計画の現状について、貴職は、「避難計画の現状は、再稼働してもよい水準にある」とお考えでしょうか。あるいは、「不足、不十分な点がある」とお考えであれば、それは何か。貴職の評価をお聞かせください。

〔答3〕 広域避難計画の現状とその評価について

1. 島根県は、避難の方法、避難先、避難ルートなどについて、広域避難計画の中で、次のように定めています。

(1) P A Zにおいては、放射性物質放出前に原発の状況に応じて避難などを実施すること

(2) U P Zにおいては、まず、放射性物質放出前に原発の状況に応じて屋内退避を実施し、放射性物質放出後に放射線量の基準に応じて、1週間程度以内に避難などを実施すること

(3) 避難にあたって移動手段などの支援が必要な人については、早い段階から避難等の準備や屋内退避を実施し、避難先の準備などが整った段階で避難などを実施すること

(4) 避難先及び避難ルートについては、避難の対象となるすべての地域に係る避難所（施設名、住所）と避難経由所までの避難ルートを明記すること

2. 30km圏内の県内4市（松江市、出雲市、安来市、雲南市）では、島根県の広域避難計画に基づいて、住民への広報の方法、地域ごとの一時集結所、避難所の運営や避難住民への支援などを定めた広域避難計画をそれぞれ策定しています。

なお、30km圏内に入る鳥取県及び2市（米子市、境港市）においても、同様の広域避難計画をそれぞれ策定しています。

3. 現時点では、上記1. 及び2. のように2県及び6市でそれぞれ策定される広域避難計画にはいろいろな課題があります。

そのため、国と2県6市などで構成する「島根地域原子力防災協議会」の作業部会などは、住民の避難に係る課題などに対し、広域避難計画の実効性を高めるため、次のような取組みを進めています。

- (1) 中国地方各県のバス協会やタクシー協会に対して車両提供の協力を依頼したり、福祉車両の実態調査を実施したり、自衛隊や消防組織などの実動部隊を派遣するため体制を整備するなど、避難に必要なバスや福祉車両を確保すること
- (2) 病院の入院患者や社会福祉施設の入所者など、速やかに避難することが困難な人が、屋内退避するための放射線防護設備を整備すること
- (3) 内部被ばくを低減するための安定ヨウ素剤をUPZ全域で配布する体制を整備すること
- (4) 原子力災害時において、避難などの判断を行うため、放射線量などを測定する緊急時モニタリングポストの増設など、緊急時モニタリング体制を整備すること
- (5) 住民が避難する際の汚染状況を確認するためのスクリーニング検査体制について、資機材の配備体制や要員を確保すること
- (6) 被ばくのおそれのある傷病者の診療などを行う原子力災害時の医療従事者の資質向上を図ること
- (7) 防災業務関係者用の衛星携帯電話、防護服など原子力防災用資機材や備蓄体制を整備すること
- (8) 災害時における物資の支援や供給方法について、国や他地域の自治体、運送事業者などの人的、物的支援体制の整備、自衛隊や消防組織などを活用するための体制を整備すること
- (9) 一般住民、病院関係者、防災業務関係者などが参加し、初動対応、オフサイトセンター運営、緊急時モニタリング、病院の避難措置、住民避難、スクリーニング検査などを行う防災訓練を継続的に実施すること

(10) 島根県の防災対策や放射線に関する知識などを、住民の方々へ普及・理解促進するための原子力広報誌を発行したり、原子力関連施設見学会や原子力講演会などを開催すること

4. 島根県としては、「島根地域原子力防災協議会」が、上記3.のような取組みを進め、島根原発周辺地域の「緊急時対応」をとりまとめて、内閣総理大臣を議長とする「原子力防災会議」に報告し、その了承を得られるよう対処して行く考えです。



〔問4〕

避難計画は30キロ圏内に限られていますが、30キロ圏外の地域については、避難計画をつくる予定はありませんか。その予定がないとすれば、そうした判断根拠をお示してください。

〔答4〕 30km圏外の広域避難計画の策定予定及びその判断根拠について

1. 原子力規制委員会は、UPZ外においては、避難や屋内退避などの防護措置を実施するまでには、必要な応急対策を用意する十分な時間的余裕があるという考えを示しており、30km圏外の広域避難計画の策定を求めておりません。
2. こうした国の考えに沿って、島根県としても、UPZ外においては、事態の進展を踏まえて、状況に応じた対応をとることとしていますが、県の広域避難計画では、原発に重大なトラブルが発生したときには、UPZ外の関係自治体に対して、原発の状況や島根県の対応などの情報を提供することとしております。
3. 島根県は、さらに、UPZ外の住民の方々などに対しては、平常時から原子力講演会の開催など島根県の防災対策や放射線に関する知識などの普及・理解促進を図っております。
4. 島根県は、30km圏外の広域避難計画を策定する予定はありませんが、上記2.及び3.の対応を行っていきます。

〔問5〕

熊本地震の報道に接し、県民は地震災害への関心を高めています。原発事故と地震災害が複合した場合、島根県の「避難計画」では地震災害への対応が優先されることになっていますが、熊本地震を踏まえても、現行「避難計画」は住民の安全を守るために有効に機能しますか。また、避難路の確保策は万全でしょうか。

〔答5〕複合災害時における広域避難計画の有効性及び避難路の確保策について

1. 島根県では、原子力災害や震災、風水害が発生した際の対策については、災害の種類ごとに地域防災計画に定めていますが、複合災害が発生した場合には、それぞれの計画で定めている応急対策、例えば、地震災害などで道路が寸断された場合、人命の安全確保の観点から避難等に使用する道路に改めて優先順位を付け、応急復旧工事などを行って輸送経路を確保するなど、災害の状況に応じた対策をとっていくこととしています。
2. 複合災害により家屋に居住することが困難になり、屋内退避が必要になった場合の対応について、今年5月に原子力規制委員会は次の通り見解を示しています。
  - (1) 地震等の自然災害発生により家屋に居住することが困難になった場合、各自治体が自然災害の発生に備えあらかじめ指定している避難所に避難すること
  - (2) その後、原子力災害が発生した場合、
    - ① P A Zでは、自然災害の影響が少ない30km圏外の避難所へ即時避難すること
    - ② U P Zでは、滞在可能な場合は、引き続きその家屋において屋内退避し、滞在が困難な場合は、近隣の安全な避難所へ避難すること。
  - (3) 余震等により被災がさらに激しくなり屋内退避の継続が困難になった場合、各自治体が状況に応じて別に指定する避難所に避難すること  
なお、別に指定する避難所がU P Z内の場合は、その避難所で引き続き屋内退避することとし、U P Z外の場合は、屋内退避は不要であること
3. 島根県は、避難路の確保について、複数の避難ルートを設定し、緊急時輸送や避難などに利用される道路の整備を進め、主要な橋梁の耐震化工事を進めています。

4. 国においては、熊本地震の状況を踏まえて、原子力災害対策指針などに反映する必要があるかどうかについて、今後検討していく段階ですので、島根県としては、その内容を踏まえて適切に対応していく考えです。